



緑の中で小学生の田植え体験（戸塚区内）

- 地の声 ●農業者の意見を政策に ●農地の賃借料情報 ●連合会研修会報告
- 農業委員紹介 ●訃報 ●賛助会員費報告 ●事務処理状況報告
- 横浜市からのお知らせ ●農を考える

農業を取り巻く環境は日々変化している。都市の中での農業は、消費者に近く、直売所などでじかに接することができるメリットもあるが、個々の農業経営の面では厳しくもある。現在の食糧供給と、将来への食糧生産の場所の確保の多くを農家の努力だけに求めていくことはかなりの無理がある。農家と行政が手を携えて、よりよい農業を目指していきたいと思う。

昨年(2010年)に一度の異常気象といわれるほどの猛暑となり、年が明けてからは局地的に記録的な豪雪となる地方と、対照的にほとんど雨の降らない地域もあるなど、農業には厳しい気候が続いている。農家の苦労はいかばかりかと思いやられるが、春になり、例年通り新鮮でおいしい農産物が供給されることを願っている。管内の農家からは、消費者の「おいしかった。」大変でしょうが、がんばってください。」との声に押されて農業を続けているという話を聞く。

地の声



農業者の意見を政策に —平成24年度農林業施策・予算に関する建議—

農業委員会では、地域農業の振興のため、農業者の代表として国や県・市の施策・予算について意見を提出する「建議」を毎年行っています。

昨年は、「都市農業の推進」「農地の保全・有効利用対策」等、45項目にわたる要望を各行政機関に提出し、神奈川県知事からは年末に、多数の要望項目について県の財政支援や国への働きかけを行う旨の回答をいただきました。

現在、中央・南西部両農業委員会では、「平成24年度農林業施策・予算に関する建議」について、取りまとめを行っています。主なテーマは、「例外のない関税撤廃を行うTPP（環太平洋連携協定）への参加問題」や「地産地消と食農教育の推進」「農地の有効利用、遊休農地の発生防止・解消の取り組み」等です。

地域からのご意見を行政に反映させる大切な機会ですので、皆様の声を、各地区の農業委員又は各農業委員会事務局までお寄せください。

農地法第52条に基づく農地の賃借料情報

法改正により、これまでの標準小作料に代わり、農地の賃借料について情報を提供いたします。
農地の貸し借りの際ご活用ください。

10aあたりの賃借料・(円)

	中央農業委員会管内		南西部農業委員会管内	
	田	畑	田	畑
平均額	13,300	18,500	11,700	18,500
最高額	19,900	31,400	12,800	30,700
最低額	7,500	6,300	11,000	7,900

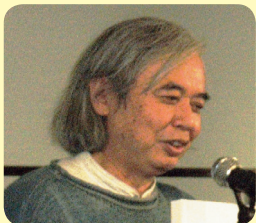
平成22年度中に利用権設定を行った賃借をもとに算出・100円未満は四捨五入

連合会研修会を実施しました —風景は百姓仕事がつくる—

平成22年12月14日、農業委員会連合会は、横浜市農地改良協会及び神奈川県農業会議との共催で、研修会を実施しました。講師に、福岡県で農業に従事しながら、独自の視点で減農薬の重要性や農と自然の関係を説き続けている宇根 豊氏をお迎えしました。今の日本の農業における課題ともいえる、「生物多様性」と「農業」の関係等について、興味深い話を聞くことができましたので、講義の一部をお伝えします。

「人を癒す美しい自然や風景を生み出しているのは、百姓仕事です。百姓仕事から、カエルやゲンゴロウが生まれ、涼しい風が田畑を渡るのです。こうしたお金で評価されない側面に、百姓も消費者も気付いていませんでした。

それどころか、消費者はより安い農産物を求め、百姓も畑仕事の近代化に頑張りすぎた結果、農業は危機に瀕し、多くの生き物が姿を消しました。



ヨーロッパでは、自然保護の意識が高まり、浸透しています。消費者は自然を守るために地元の農産物を買って支え、国は農業に多額の税金補填をしています。最近では、日本でも環境支払いという形での助成が始まりましたが、そのように農業政策を変えていくためには、国民全体がその方向を望まないといけませんよね。人を癒す美しい自然、風景を維持するためにも、また、食べ物の本当の価値、それらが作られる環境全体、それを作る百姓の暮らしを伝えるためにも、百姓はいま声を上げ、また消費者も地産地消を実践するときです。」



野焼きは原則禁止されています

例外的に認められている農業を営む上でやむをえない野焼きであっても、近隣住民から苦情が寄せられると、警察や消防の指導の対象となります。ご注意ください。

農業委員紹介

1 神奈川県 金子 詔司

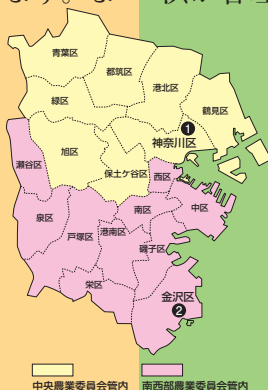


● 担当地区のご紹介

私が担当している菅田町は、古くから植木の生産を行ってきた地区と、露地野菜の生産を中心にしてきた地区とに分かれ、今日に至っています。

管内の農業の中心は、土地改良で農地が整備がされ、灌水施設が設置された、菅田・羽沢農業専用地区(32ha)です。ここでは植木・露地野菜が生産の中心で、都市農業ではめずらしく、大型野菜のキャベツや軟弱野菜のホウレンソウ等が盛んに生産されています。また、農業を行う中で一番問題になる後継者も順調に育っており誇りです。

最近新聞紙上ではTPP(環太平洋連携協定)交渉参加に、賛成反対と言う議論がなされていますが、消費者は安全で安心な、しかも安定した農産物の供給を求めています。農家はこれまでのような守る経営ではなく、農業で安定的な生計が立てられるような仕組みを構築していくことが必要だと思います。



2 金沢地区 小山 松一



● 担当地区のご紹介

私の担当する金沢地区は、横浜市の南東部に位置し市街地の中に農家が点在しております。金沢自然公園や野島公園、歴史的にも有名な称名寺、市民の森や八景島・人工の砂浜が1kmも続く海の公園など豊かな自然に恵まれた地域です。私の住む柴地区は、東京湾に面した眺望の良い丘陵地で、金沢では唯一残された農業振興地域です。その立地を生かし現在JA横浜が管理運営している柴シーサイドファームがあります。市民農園500区画を中心に、職員が常駐する管理棟や20ヶ所以上の四阿(あずまや)などがあり、春のジャガイモ堀りなどの観光農園や直売所等で新しい総合的な都市型農業を目指しております。横浜の貴重な「農地の確保と有効利用の促進」、都市の中における「農業のあり方・将来」を考え、地元の農家の皆さんの少しでもお役に立てればと思っております。

訃報

中央農業委員会 横溝憲一委員(港北地区)が平成23年1月26日にご逝去されました。ここに深く哀悼の意を表しますとともに、謹んでお知らせいたします。

賛助会員費へのご協力、ありがとうございました

毎年お願いしております神奈川県農業会議の賛助会員費につきましては、多くの皆様にご協力いただき、ありがとうございました。この賛助会員費は、神奈川県農業会議の農政対策活動に充てられるとともに、横浜市農業委員会の事業にも活用されています。

中央農業委員会管内 1,860,100円

南西部農業委員会管内 1,273,200円

事務処理状況 中央農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第29回農地部会 12月22日	7件 13,979㎡	7件 3,913㎡	81件 33,010㎡	6件 25,158㎡	4件 30,977㎡
第30回農地部会 1月26日	1件 1,857㎡	7件 4,229㎡	65件 26,317㎡	3件 29,622㎡	3件 6,107㎡
第31回農地部会 2月25日	2件 3,070㎡	7件 5,426㎡	57件 22,825㎡	2件 10,317㎡	0件 0㎡

—小数点以下切捨て—

事務処理状況 南西部農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第30回総会 12月22日	2件 2,409㎡	8件 3,135㎡	42件 12,180㎡	4件 8,995㎡	4件 25,138㎡
第31回総会 1月25日	0件 0㎡	4件 1,341㎡	38件 14,636㎡	0件 0㎡	4件 27,369㎡
第32回総会 2月25日	3件 1,967㎡	6件 1,739㎡	41件 16,022㎡	0件 0㎡	5件 30,110㎡

—小数点以下切捨て—

横浜みどりアップ計画事業 農地貸付奨励金を交付します

所有農地を長期間貸し付けてくださる方へ、平成25年度まで奨励金を交付します。

- 交付対象** 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地貸借を新たに6年以上行った場合の農地の貸し手(農地所有者)
- 奨励金** 1㎡あたり33円(算出後、千円未満切り捨て)
※利用権の中途解約や相続税納税猶予制度の適用を受けた場合は、奨励金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- 問合せ** 北部農政事務所 ☎948-2479
南部農政事務所 ☎866-8492



平成23年生産緑地地区の追加指定を希望される方の事前相談会を開催します

追加指定には、この事前相談会への参加が必要です。

- 受付期間** 平成23年4月18日(月)～4月22日(金) 9～16時(昼休みを除く)
- 受付場所** 関内中央ビル4階43番窓口 (関内駅から徒歩2分)
- 相談条件** 市街化区域内にある、面積500㎡以上の良好に耕作されている農地。
- 必要書類** 申出する土地の登記簿謄本及び公図の写し。(3ヶ月以内のもの)
- 問合せ** 環境創造局農地保全課 ☎671-2726
北部農政事務所 ☎948-2479
南部農政事務所 ☎866-8492



農を考える

農地や里山の恵みを生活に生かす
-3年目を迎える横浜みどりアップ計画-



寒かった冬が過ぎ、今年も緑が映える季節が巡ってきました。私たちの心に命の息吹を感じさせる里山や田畑など、横浜市内の緑地の多くは、農家をはじめとする市民が所有し維持している民有地です。眺めていると美しい緑や田畑ですが、所有者の多大なご負担によって守られています。

そこで、横浜市は市域の緑を保全し次世代に継承するため、2年前に「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を策定し、農地を守る施策をより拡充して推進することを樹林地の保全や緑をつくることとあわせて行っています。

この施策は、横浜市の独自の制度「横浜みどり税」を市民に広くご負担いただいて財源の一部としており、

全国から注目されています。「農地の保全」では、平成22年度までの2年間に、水田の保全契約や環境配慮型施設の整備、そして収穫体験農園の開設支援などを推進し、市内の水稲作付面積の約3分の2にあたる約100haに対し保全契約を結ぶなど、多くの成果が上がっています。

また、農地へのかんがい施設の整備や農地を管理する団体への支援等をすすめています。さらに今後、労働力不足の農家への援農や、市民農園の開設の促進など、農業振興と農地の有効利用にいつそう取り組むことにしています。

また、多くの農家が保有する里山に対しても、地域指定の拡大や維持管理の支援など、保全・活用策に多種多様な事業を展開しています。

地産地消など都市住民の農や緑への志向の高まりを、単なるブームに終わらせることなく、未来に向けて横浜市民のライフスタイルとして定着させていくことが重要だと考えています。「みどりアップ計画新規拡充施策」の事業は、農地や里山の保全を支援するとともに、そこから生まれる恵みを生活に生かしていただくことを目指しています。農家の生産の場としてのみならず、都市の自然環境を育むなど多様な役割が發揮できるよう、新たな施策・事業を活用して、農のあるまちづくり、地域づくりに取り組んでいきます。